

## 総 括 調 査 票

事案名	(36) 予備自衛官制度の運用			調査対象 予 算 額	平成 24 年度：8,049 百万円 平成 23 年度：8,081 百万円		
所管	防衛省	組織	防衛本省	会計	一般会計	調査区分	本省調査
						取りまとめ財務局	—

### ① 調査事案の概要

**【事案の概要】**

- 予備自衛官制度は、いざという時に必要となる防衛力を急速かつ計画的に確保するための制度であり、予備自衛官及び即応予備自衛官等から成る。
- 普段は社会人や学生としてそれぞれの職業に従事しながら、自衛官として必要とされる練度を維持するために訓練に応じる。そして、防衛招集や災害招集などに応じて出頭し、自衛官として活動することとされている。

- 東日本大震災への対応で、制度設立以来、初めて予備自衛官及び即応予備自衛官を訓練以外で招集したが、当初の段階において、業務量の増加に対し予備自衛官を十分に活用できず、実際に招集した者の割合も低かったなど、円滑に運用されていなかった。このため、部隊の活動・支援拠点等においてマンパワーの不足が顕著となっていたにもかかわらず、十分な数の予備自衛官を動員することができなかった。こうした問題意識の下、予備自衛官制度及びその運用について調査した。(下図参照)

	予備自衛官	即応予備自衛官
平成24年度予算額	80億円 予備隊員手当 56億円 (うち予備自衛官手当 25億円、即応予備自衛官手当 29億円) 即応予備自衛官勤続報奨金 2.4億円 即応予備自衛官雇用企業給付金 17億円 その他 4.6億円	
導入年度	昭和29年度	平成9年度
平時における(教育)訓練日数	5日間/年	30日間/年
処 遇 等	○予備自衛官手当 4,000円/月 ○訓練招集手当 8,100円/日	○即応予備自衛官手当 16,000円/月 ○訓練招集手当 14,200円~10,400円/日 ○勤続報奨金 120,000円/1任期(3年)
雇用企業給付金	-	42,500円/月・人(年額:51万円)
任用(採用)までの流れ		

東日本大震災で災害派遣活動に従事した予備自衛官等の状況

	平成22年度末員数	平成22年度末現員数	出頭数
予備自衛官	47,900	32,606	314
陸上自衛隊	46,000	31,190	285
海上自衛隊	1,100	778	5
航空自衛隊	800	638	24
即応予備自衛官 (陸上自衛隊のみ)	8,479	5,772	1,369

注) 人数は実員数である

**【調査の概要】**

- 陸上自衛隊の方面隊が策定した「災害対処計画」、自衛隊地方協力本部が東日本大震災で初めて行った予備自衛官の招集、同本部が平素から管理する予備自衛官の個人データ等を調査し、現有の予備自衛官のマンパワーを十分に活用しているかについて調査した。

**【調査対象/調査方法】**

- 陸上自衛隊の5方面隊、自衛隊地方協力本部(50先)にアンケート調査

# 総 括 調 査 票

事案名

(36) 予備自衛官制度の運用

## ②調査の視点

## ③調査結果及びその分析

1. 予備自衛官の運用や配置を具体的に定めた災害対処計画を策定しているか

### 1. 災害時における予備自衛官の運用・配置計画について

(1) 陸上自衛隊の方面隊が策定した「災害対処計画」において、予備自衛官の配当先部隊、配当予定数等を具体的に定めているのは、5方面隊のうち1方面隊（東部方面隊の「首都直下地震災害対処計画」等）のみである。また、予備自衛官の招集期間、雇用企業との連絡調整などの事項は、5方面隊のいずれも定めていない。  
⇒ 東部方面隊以外の方面隊においても、予備自衛官の運用や配置を具体的に定めた災害対処計画を策定すべき。また、招集期間、雇用企業との調整要領を定め、予備自衛官が招集に応じやすいようにすべき。

(2) また、予備自衛官の運用や配置を具体的に定めた計画である、東部方面隊の「首都直下地震災害対処計画」についてその内容を見ると、以下のような改善点がある。

- ① 東部方面隊管内の予備自衛官（現員約7,200人のうち約3,800人を常時招集）のみならず、東部方面隊以外の方面隊の管内からも予備自衛官の増援を受ける計画とすべき。
- ② 東日本大震災では自衛隊の駐屯地・基地が部隊の活動・支援拠点となった教訓を踏まえ、補給処、駐屯地業務隊などの部隊活動基盤に予備自衛官を増強して配置すべき。
- ③ 駐屯地業務隊については、警衛、総務、被服整備・洗濯のみならず、補給（補給品の運搬）、給油、輸送、ボイラーといった、東日本大震災時に大幅な所要増が発生した業務にも十分な数の予備自衛官を充てるべき。

### [ 首都直下地震災害対処計画における予備自衛官の運用要領 ]

・技能保持者(医療従事者や語学等の特殊技能を保有する者(自衛官未経験者))

司令部 85人	作戦基本部隊 125人
語学要員	
総監部 11人	施設部隊(主に重機、施設用機材操縦者) 27人
1師団 72人	通信部隊(主に有線や無線要員) 34人
12旅団 3人	衛生部隊(主に医療従事者) 64人

・一般(主に元自衛官)

司令部 105人	作戦基本部隊 2,515人	補給処 20人	駐屯地業務隊 480人	病院	地方協力本部 165人	その他 350人
方面総監部 25人	普通科部隊 2,075人	補給処業務の経験者 20人 (関東補給所(霞ヶ浦))	警衛 160人 総務(ごみ収集、外来受付等) 160人 被服整備・洗濯 160人 (朝霞(各60人)、練馬(各30人)、 宇都宮(各24人)、大宮(各25人)、 古河(各20人)等)	-	東京(50人)、神奈川(15人)、 千葉(15人)、埼玉(15人)、 茨木(10人)、栃木(10人)、 群馬(10人)、新潟(10人)、 山梨(10人)、長野(10人)、 静岡(10人)	施設学校(90人)、高射学校(80人)、 武器学校(60人)、需品学校(40人)、 少年工学校(30人)、小平学校(20人)、 通信学校(20人)、富士学校(10人)

# 総括調査票

事案名

(36) 予備自衛官制度の運用

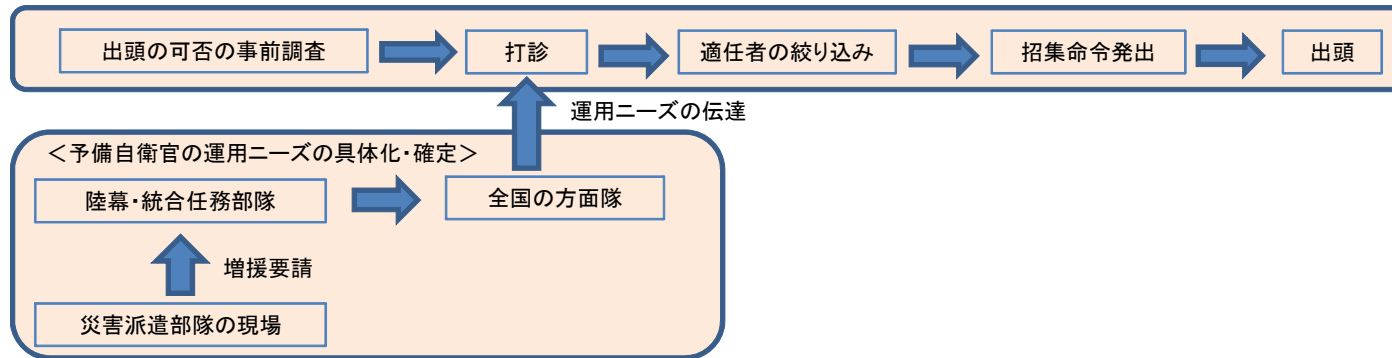
## ②調査の視点

## ③調査結果及びその分析

2. 東日本大震災時の予備自衛官の招集は円滑に行われたのか

### 2. 東日本大震災時の予備自衛官の招集等について

<地方協力本部による予備自衛官の招集のフロー>



(1) 被災地域（岩手県、宮城県、福島県）以外の地域において、東日本大震災発災直後に、連絡が取れない等により事前調査（地方協力本部が予備自衛官に対し、時期、所要数、運用場所・要領等は明示せず（但し期間は7日間に仮置き）に出頭可能か否かを調査するもので、白紙的な出頭可能数の把握を目的とするもの）が行われなかった予備自衛官は1割弱いる。また、事前調査に対し「出頭可能」と回答した予備自衛官は2割弱にとどまる。

事前調査の実施状況

平成22年度末現員数	事前調査を実施しなかった者	事前調査を実施した者
28,459人	2,087人(7.3%)	26,372人(92.7%)

事前調査を実施した者(26,372人)の回答状況

出頭可能と回答した者	回答保留又は出頭不可能と回答した者
4,497人(17.1%)	21,875人(82.9%)

(2) さらに、事前調査に対し「出頭可能」と回答した予備自衛官のうち、地方協力本部が運用ニーズの具体化に基づき出頭を打診した者は極めて僅かにとどまる。また、出頭を打診された予備自衛官のうち、運用ニーズの確定及び適任者の絞り込みを経て、実際に出頭した者は7割弱となっている。

事前調査に対して出頭可能と回答した者(4,497人)の打診及び出頭の状況

出頭を打診した者 (出頭可能と回答した者に対する割合)	実際に出頭した者 (出頭を打診した者に対する割合)
155人(3.4%)	103人(66.0%)

⇒ 被災地域以外の地域において、地方協力本部による事前調査及び陸幕・統合任務部隊による運用ニーズの把握を徹底するとともに、実際に出頭する予備自衛官の割合を向上させる方策を講ずるべき。

# 総 括 調 査 票

事案名

(36) 予備自衛官制度の運用

## ②調査の視点

## ③調査結果及びその分析

2. 東日本大震災時の予備自衛官の招集は円滑に行われたのか

### 2. 東日本大震災時の予備自衛官の招集等について

＜予備自衛官の運用ニーズの具体化・確定＞

- (1) 予備自衛官の運用ニーズ（具体的な活動地域や駐屯地、所要数、資格や特技、活動期間）は、被災地に所在する東北方面隊管内では適切に具体化・伝達されているが、東北方面隊以外の方面隊の管内では約5割の地方協力本部にしか伝達されていない。
- (2) また、その内容を見ると、東北方面隊以外の方面隊の管内では、補給（補給品の運搬）、給油、輸送、ボイラー、被服整備・洗濯など、東日本大震災時に大幅な所要増が発生した業務に係る運用ニーズの具体化・伝達は行われていない。

予備自衛官の運用ニーズの伝達状況（地方協力本部の数）

	運用場所	所要数	資格や特技	活動期間
東北方面隊管内の 6カ所の地方協力本部のうち	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所
東北方面隊管内以外の 44カ所の地方協力本部のうち	22カ所	19カ所	25カ所	22カ所

予備自衛官の「資格や特技」に関する伝達内容（地方協力本部の数（予備自衛官の所要数））

	語学	ボイラー	給油	警衛	総務 (外来受付等)	輸送	補給 (補給品運搬等)	被服整備・洗濯	演習場管理	その他
東北方面隊管内の 6カ所の地方協力本部のうち	3カ所(3人)	2カ所(7人)	4カ所(17人)	3カ所(50人)	5カ所(50人)	5カ所(35人)	4カ所(83人)	2カ所(6人)	1カ所(1人)	2カ所(4人)
東北方面隊管内以外の 44カ所の地方協力本部のうち	16カ所(49人)	-	-	4カ所(45人)	13カ所(13人)	-	-	-	-	5カ所(18人)

⇒ 陸幕・統合任務部隊は、予備自衛官の運用ニーズが高い具体的業務を的確に把握して、全国の地方協力本部に速やかに伝達すべき。

# 総 括 調 査 票

事案名

(36) 予備自衛官制度の運用

## ②調査の視点

3. 予備自衛官の招集に資するデータを適時適切に把握、管理しているか

## ③調査結果及びその分析

### 3. 予備自衛官の個人データの管理について

「氏名」、「年齢」、「住所」、「緊急連絡先」等の基本的なデータの管理はほぼ全てできているが、発災時に予備自衛官を円滑に招集するために必要となる「出頭駐屯地」、「保有資格」、「生業（業種、勤務先、勤務内容）」、「部隊等勤務年数」、「予備自衛官経験年数」等のデータの管理に関する統一的な要領は定められていない。

また、具体的な大規模災害発生時に予備自衛官を招集することを想定したデータ（応招の難易、応招可能日数、調整に必要な日数）の管理はほとんどできていない。

地方協力本部(50カ所)における予備自衛官の個人データの管理状況

	地方協力本部の数(割合)
出頭駐屯地	40カ所(80.0%)
保有資格	33カ所(66.0%)
生業	48カ所(96.0%)
業種	48カ所(96.0%)
勤務先	50カ所(100.0%)
勤務先での業務内容	26カ所(52.0%)
(元自衛官)部隊等の勤務年数	28カ所(56.0%)
予備自衛官の経験年数	43カ所(86.0%)

・首都直下地震が発生した場合

	地方協力本部の数(割合)
応招の難易	14カ所(28.0%)
応招可能日数	2カ所(4.0%)
調整に必要な日数	0カ所(0.0%)

⇒ 発災時に予備自衛官を円滑に招集するために必要となる予備自衛官の個人データの管理をより実効性のあるものに見直すべき。

## ④今後の改善点・検討の方向性

予備自衛官制度の維持には年間 80 億円ものコストがかかっているが、災害対処時に予備自衛官を十分に動員する運用態勢が確立されていなかった。従って、以下のような改善策を講ずるべき。

### 1. 予備自衛官制度の運用上の対策

- ① 陸上自衛隊の全ての方面隊等は、予備自衛官の招集時期・規模・任務等を災害対処計画に適切に定めるべきである。
- ② 災害対処計画の策定に当たっては、所要の増大が想定される業務を特定した上で、予備自衛官の運用ニーズを明確化すべきである。
- ③ 陸上自衛隊（自衛隊地方協力本部）は、大規模災害発災の当初の段階から予備自衛官を円滑に招集するため、予備自衛官の個人データベースの整備に係る統一的な要領を定めるべきである。

### 2. 予備自衛官制度上の対策

- ① 予備自衛官が災害招集に応じるインセンティブを向上させるための方策（処遇（手当、昇進等）のメリハリ付けなど）を検討すべきである。
- ② 現行制度では、防衛招集に予備自衛官の招集義務違反に対する罰則規定がある。災害招集にも同様の規定の導入を検討すべきである。